

○ 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号）  
（平成二十一年四月一日施行）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（特定健康診査の項目）</p> <p>第一条 保険者は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「法」という。）第二十条の規定により、毎年度、当該年度の四月一日における加入者であつて、当該年度において四十歳以上七十五歳以下の年齢に達するもの（七十五歳未満の者に限り、妊産婦その他の厚生労働大臣が定める者を除く。）に対し、特定健康診査等実施計画（法第十九条第一項に規定する特定健康診査等実施計画をいう。以下同じ。）に基づき、次の項目について、特定健康診査（法第十八条第一項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。）を行うものとする。</p> <p>一 一十（略）</p> <p>二 二 四（略）</p> <p>（動機付け支援）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2 前項の動機付け支援対象者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>四 特定健康診査を実施する年度において六十五歳以上七十五歳以下の年齢に達する者（当該年度において七十五歳に達する者にあつては、動機付け支援の実施の際に当該年齢に達していない者に限る。）のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 一ニ（略）</p>	<p>（特定健康診査の項目）</p> <p>第一条 保険者は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「法」という。）第二十条の規定により、毎年度、当該年度の四月一日における加入者であつて、当該年度において四十歳以上七十四歳以下の年齢に達するもの（妊産婦その他の厚生労働大臣が定める者を除く。）に対し、特定健康診査等実施計画（法第十九条第一項に規定する特定健康診査等実施計画をいう。以下同じ。）に基づき、次の項目について、特定健康診査（法第十八条第一項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。）を行うものとする。</p> <p>一 一十（略）</p> <p>二 二 四（略）</p> <p>（動機付け支援）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2 前項の動機付け支援対象者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>四 特定健康診査を実施する年度において六十五歳以上七十四歳以下の年齢に達する者のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 一ニ（略）</p>

3 (略)

(積極的支援)

第八条 (略)

2 前項の積極的支援対象者は、次の各号に掲げる者(同項の積極的支援を実施する年度において六十五歳以上七十五歳以下の年齢に達する者(当該年度において七十五歳に達する者にあつては、積極的支援の実施の際に当該年齢に達していない者に限る。))を除く。

一、四 (略)

3 (略)

3 (略)

(積極的支援)

第八条 (略)

2 前項の積極的支援対象者は、次の各号に掲げる者(同項の積極的支援を実施する年度において六十五歳以上七十四歳以下の年齢に達する者を除く。)とする。

一、四 (略)

3 (略)